

第17号議案

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(加東市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 加東市水道事業の設置等に関する条例（平成18年加東市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(加東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 加東市病院事業の設置等に関する条例（平成18年加東市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 加東市下水道事業の設置等に関する条例（平成19年加東市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 17 号議案 要旨

加東市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
地方自治法を引用する条項の条ずれを改めること。（第 5 条）
- (2) 加東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
地方自治法を引用する条項の条ずれを改めること。（第 7 条）
- (3) 加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第 3 条関係）
地方自治法を引用する条項の条ずれを改めること。（第 5 条）

3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
<p>○加東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
<p>○加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第3条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法</p>

律第67号) 第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

律第67号) 第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。